

土岐市立土岐津中学校

いじめ防止 基本方針

令和8年度

土岐津中学校いじめ防止基本方針

2026年4月1日

土岐市立土岐津中学校

1 はじめに

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題であり、いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨としていじめの防止等に努めなければならない。

学校にあっては、子どもたちの絆づくりや居場所づくりに努めるとともに、家庭、地域社会と連携を図って、いじめの未然防止と早期解消に努めることが大切である。

いじめ防止対策推進法(平成25年9月28日施行)、岐阜県におけるいじめの防止等のための基本的な方針(平成26年3月、平成29年8月22日、令和3年4月1日改定)をふまえ、本校におけるいじめ防止基本方針を策定・改定している。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法：第2条）

「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立つ。いじめられていても、本人はそれを否定したり、大人には相談できなかつたりする 경우가多々あることを理解するとともに、いじめを受けた児童生徒の主観のみで事実を確認するのではなく、周辺の状況等を客観的に確認する。

いじめの重大事態の意味について

「いじめの重大事態」とは、いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められたり、生徒がいじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされたりすることをさす。

【例】 ○児童生徒が自殺を企図した場合 ○身体に重大な傷害を負った場合
○金品等に重大な被害を被った場合 ○精神性の疾患を発症した場合

また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

3. いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) 未然防止 (2) 早期発見 (3) 早期対応 (4) 家庭や地域との連携 (5) 関係機関との連携

(1) いじめの未然防止

いじめは、決してゆるされないことである。しかし、「どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである」ことを十分に認識し、教職員および保護者、家庭、地域の人々、すべての関係者が連携して未然防止と解消にあたる。その際、全ての児童生徒に「いじめは人間として絶対に許されない」ことの理解を促し、社会性や規範意識、思いやりの心とともに自らいじめ等の問題を解決しようとする力を育むことが大切である。

いじめはどの子にも起こり得るという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。また、未然防止の基本は、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、自己有用感や自己肯定感を育み、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

「居場所」と「絆」のある学校・学級

- 「学習規律」が確立されている学級
- 「分からないから教えて」と気軽に言える授業
- 「みんなと活動すると楽しい」と思える学級や学年づくり
- 「共感的な人間関係づくり、自発性・自治力」を磨く特別活動を推進し、自己有用感、自己肯定感につなげる
(学年行事、生徒会活動、係活動)

生命や人権を大切にしている指導

- 「生命の尊重の精神や人権感覚を養う」ための人権教育
- 人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」に触れる道徳教育
- 「情報端末の危険性」を学ぶための情報モラル教育
- いじめに特化した教員研修会

(2) いじめの早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のためには、日頃から教師と児童生徒と人間関係を良好にし、信頼関係を構築することが重要である。いじめは、教員や保護者、大人が気づきにくいところで起こっており、潜在化しやすいということを認識し、教員が児童生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。

また、児童生徒に関わるすべての教員やその他の職員が情報を共有し、保護者との連携を図りながら情報収集することが大切である。

日常的に行うこと

- ～生徒のささいな変化に気づくために～
- 朝の会での健康観察の場面で、一人ひとりの顔を見る。
 - 生活のあゆみの記述に目を通し、気になる書きぶりに敏感になる。
 - 休み時間の人間関係に気を配り、一人である生徒に声をかける。
 - 気になったら他の職員に相談するなど、多くの目で考える。

定期的に行うこと

- 子どもの生活を把握するための「心のアンケート」「いじめアンケート」を実施する。
(6月、9月、11月、2月) ※アンケート等の保存は5年
- 定期的な二者懇談、三者懇談を実施する。
(5月、7月、12月)
- 毎週の学年主任会で気になる生徒について、短期的・長期的な支援を検討し、その後全職員で確認する
- QUTテスト等の実施と活用を行う。(年間2回)
- 全職員での共有を図る。
※4月当初に職員研修を行う。また、アンケートの内容や回数などについて定期的な見直しを行う。

【相談しやすい環境づくり】

本人や周囲の生徒、保護者からの訴えについて、細心の注意をはらい、訴えを真摯に受け止める。

①本人や周囲の仲間からの訴えに対して [心身の安全の保証]

- ・訴えに対して「全力で守る」という姿勢を伝える。一時的に危険を回避する場所や時間を提供し、担任や養護教諭、SCを中心に本人の心のケアに努める。

[事実関係や心情を傾聴]

- ・話す内容に対して疑うことなく傾聴する。事実関係の客観的な状況の把握と同時に本人の心情を聞き取る。

②保護者に対して [日頃の連携に努める]

- ・生徒の良さや気になるところ等、学校での様子について日頃から連絡を行っておく。

毎年4月末までにホームページに掲載し、各年度当初に生徒・保護者、関係機関に説明していく

(3) いじめの早期対応 (4) 保護者との連携

いじめの相談を受けたり、その兆候を発見したりした場合、問題の軽重に関わらず、早期に適切な対応をすることが大切である。生徒指導対応や事故対応と同様に、組織で動くことを基本とし、特に確かな初動体制が解決に向けての決め手となる。学校の職員は速やかに、いじめ対策委員会にいじめに係る情報を報告し、組織的に対応しなければならない。いじめの解決に向けて一人で抱え込まず、学年や学校体制で組織的に対応していく。いじめられている（と感じている）児童生徒の苦痛を取り除くことを最優先にし、事実確認を正確に行い、指導体制や支援の方法を決め、以下のように「いじめ対策委員会」で対応していく。

いじめをキャッチしたら

いじめ対策委員会の招集
(校長、教頭、生指、教務、各主任、該当担任、養教、SC、市教委担当)

【「いじめ対策委員会」における対応】 個人で対応せず、あくまでも組織で対応！

<把握すべき情報(例)>

- ◆誰が誰をいじめているのか？
(加害者と被害者の把握)
- ◆いつ、どこで起こったのか？
(場所と時間の確認)
- ◆どんな被害を受けたのか？
(内容)
- ◆いじめのきっかけは何か？
(背景と要因)
- ◆いつ頃から、どの位続いているのか？(期間)

- 被害を訴える児童生徒から、事実及び心情を十分に聴き取る。
 - ・聴き取る場所及び時間を配慮し、安全を確保・保障する。
- いじめに関わったと思われる児童生徒及び周囲の児童生徒からの聴き取りを行う。
 - ・5W1Hを時系列になるように記録する。
 - ・複数の教員で、できれば同時に個々で聴き取る。
 - ・聴き取る時は、焦らず、慎重かつ注意深く進める。
 - ・事実を付き合わせ、矛盾やズレがないか整理し、実際の状況を理解する。
 - ・いじめられた児童生徒に寄り添いつつ、いじめた側の児童生徒にも丁寧に聞き、お互いの納得を大切にする。

指導体制・方針決定

- 指導のねらいを明確にする。(被害者、加害者、周囲の生徒)
- 対応する教職員の役割分担を考える。
- すべての教職員への共通理解を図る。
- 関係諸機関との連携を図る。

生徒への指導・支援

- 被害生徒へは、つらい気持ちを共感的に受け止め、必ず解決に向かう希望を持たせる指導・支援を行う。また、自信を持たせる言葉をかけ自尊感情を高める。
- いじめ側の生徒に対しては、事実を確認すると共に、気持ちや状況についても聞き、その子の背景にあるものにも目を向け指導・支援する。その上で、いじめが人として決して許されない行為であり、いじめられる側の気持ちを認識させる。
- 当事者の問題に留めず、学級及び学年、全校の問題として捉え今後に生かす手立てを仕組む。

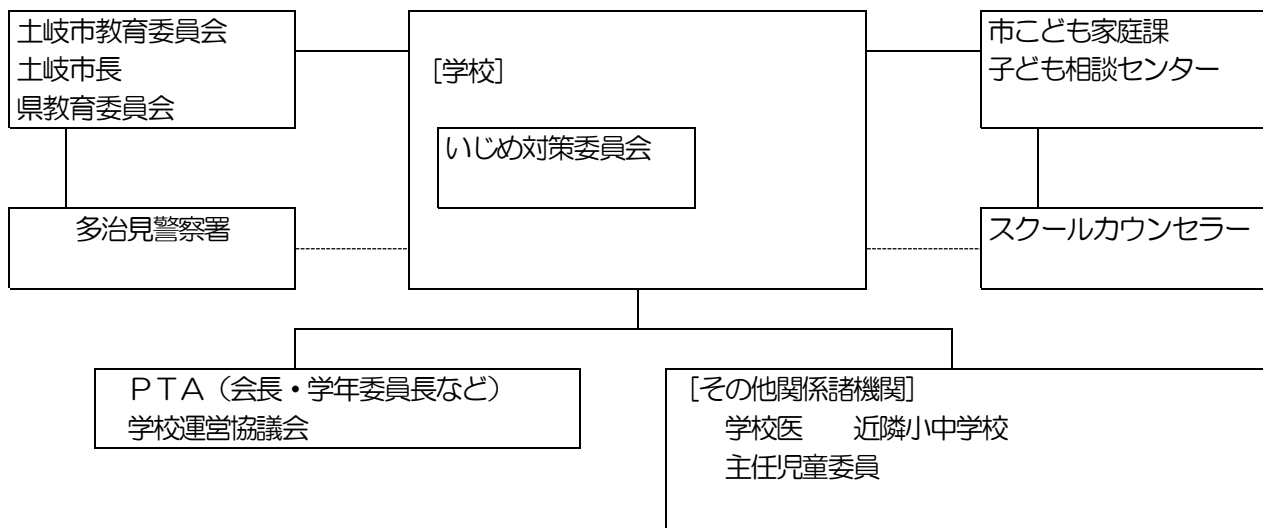
保護者との連携

- ◇いじめられた側の保護者に対して
 - 発見したその日の内に家庭訪問等で保護者と面談し、事実関係と学校の方針を伝え、今後の対応について協議する。
 - 保護者の心情を共感的に受け止める。継続して家庭と連携を取りながら解決に向かえるよう協力依頼をする。
- ◇いじめた側の保護者に対して
 - 正確な事実関係を説明し、被害生徒の心情を伝え、よりよい解決と加害児童生徒の変容に向けて協力して取り組んでいくことを依頼する。

継続した指導・経過観察・保護者との連携

※アンケートの原本等や聴取結果を記録した資料については、5年間保存する。

(5) 関係諸機関との連携



4. 重大事態への対処

いじめの重大事態の解決に向けて、学校、家庭、地域社会が連携を深め、社会全体で子どもの健全育成に取り組む。いじめ問題対策組織を設置し、重大事態等への対処に活用する。本校のいじめ問題対策組織は「いじめ問題対策協議会」と称し、学校関係者、地域有識者から選任する。具体的には、スクールカウンセラー、青少年育成会長、民生児童委員協議会長、学校運営協議会委員から構成する。

いじめの重大事態が発生した場合には、校長は直ちに市教育委員会に報告し、市教育委員会は市長に報告する。市教育委員会の判断により学校が主体となって調査を行う場合、いじめ問題対策連絡協議会を主体として、招集、調査、検討を行い、調査書をまとめる。資料として学校は生徒へのアンケート調査、聞き取り調査等を実施し、調査書とともに市教育委員会へ提出する。

5. いじめの「解消」について

いじめの「解消」とは、いじめの行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月以上継続している状態であり、それに相当する期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した時点で判断する。

【判断の基準】

- ・被害生徒がいじめ行為により、心身の苦痛を感じていないと認められること
- ・被害生徒本人に及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等において確認すること

6. 評価項目への位置づけ

いじめ防止等のための取組（いじめが起これにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・早期対応、アンケートの在り方、校内研修や共通理解・組織的な対応）に係る達成目標を設定し、学校評価において評価していく。